

令4福個答申第4号
令和4年10月5日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市長室秘書課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 五十川 直行
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る開示決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）第49条第1項の規定に基づき、令和3年10月4日付け秘書第278号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第164号

「令和○年○月○日受付の市民相談処理カードに記載された個人情報」の開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「令和○年○月○日受付の市民相談処理カードに記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 令和3年9月8日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報について開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）に、開示請求に係る保有個人情報の内容として、次のように記述している。
「広聴課長に相談した内容

○/○ 事業推進係長が昼食で不在から、午後から休みに変わり、広聴課長に話を聞いてもらう。

本庁では個人情報とれるのに○区役所の市政相談窓口ではとれない、記録の用式が違う話など」（表現を一部補正）

（注 反論意見書において、○/○は、○/○の誤りであるとの訂正あり。）

- ② 令和3年9月13日、実施機関は、本件個人情報が記録された公文書として、「令和○年○月○日受付の市民相談処理カード」（以下「本件処理カード」という。）を特定し、その全部を開示する本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和3年9月22日、審査請求人は、本件処分を不服として審査庁である福岡市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 私が求めたのは、広聴課長に相談した内容である。
広聴課長には、私の名前を伝えている。

○区役所の相談窓口では名前は残さないと言われ、本庁では残してくれるので嬉しいという話などをした。

名前を記録してもらわないと、個人情報の取りようがない。

しかし、開示決定書には、広聴課長の名前がない。

そして、私が話していない人が、広聴課長の話を聞いて記録している。内容も少しニュアンスが違う。

直接ではない相談記録のあり方は問題ではないのか。

相談は何人にも電話をまわされ、最終的に課長にいく時の記録は、課長が残すべきではないのか。

- ② 広聴課長は、市民相談処理カードを書いてはならないという条例でもあるのか。

部下とのトラブルの話を課長に聞いてもらって、情報公開を申請したら部下の記録として残っていたらショックである。

それに公務員法に事務の効率化が言われている。課長が書いて部下に見せるのがよいと思う。

部下とのトラブルを課長が聞いて、課長が部下に話して、それを部下に書かせるなど、手間である。意地が悪いから相談する人も少なく、暇なので、そんな手間な事をするのではないかと思ってしまう。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び令和4年7月29日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 広聴課長に相談した内容について保有個人情報の開示請求があったため、当該内容を記録した本件処理カードを特定し、本件処分を行ったものである。
- ② 実施機関で受け付けた市政への意見等（市民の声）については、市民の声データベースシステム管理・運用要領（以下「要領」という。）第9条に基づき市民の声データベースシステム（以下「システム」という。）に入力し、要領第17条第1項に基づき帳票出力し、広聴課長の決裁を受けることとしている。
- ③ 本件処理カードは、令和○年○月○日の審査請求人からの電話相談の内容について、市民の声事務処理要綱（以下「要綱」という。）第2条第6号の市民相談に該当するものとして、○月○日に相談内容等をシステムに入力し、帳票出力して○月○日に広聴課長の決裁を取ったものである。
- ④ 当該電話相談においては、審査請求人の求めにより、最初に電話対応した職員から広聴課長に電話を代わっているが、一連の相談であることから、審査請求人と広聴課長との電話内容は当該職員が聞き取り、システムに入力して帳票出力したものであり、開示した本件処理カードのほかに本件開示請求に係る保有個人情報は存在しない。
- ⑤ 審査請求人は、広聴課長に相談した内容について「記録は課長が残すべきではないのか」との意見から、広聴課長以外の職員が作成した文書（本件処理カード）が開示されたことを不服とし、本件処分の取り消しを求めているが、所管業務を指揮する課長として、文書作成を部下職員に指示したものであって、広聴課長本

人が決裁時に内容を確認している。審査請求人の主張は個人的な見解であり、本件処分における判断に影響を及ぼすものではない。

なお、当該作成指示は口頭で行っており、作成指示に関する文書等も存在しない。

⑥ 以上のことから、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求の争点について

実施機関は、本件個人情報記録された公文書として、本件処理カードを特定し、これを被覆することなく全て開示している。

一方、審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、私が求めたのは、広聴課長に相談した内容、記録は課長が残すべきではないのか、広聴課長は市民相談処理カードを書いてはならないという条例でもあるのか等を主張している。

そこで、当審議会としては、実施機関による本件個人情報記録された公文書の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件個人情報記録された公文書の特定の妥当性について

① 本件開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄には、広聴課長に相談した内容という記載のほか、具体的な相談内容などが記載されている。

② 実施機関に確認したところ、本件処理カードは、令和〇年〇月〇日に広聴課長が審査請求人と電話で話した内容について、広聴課長の作成指示により、部下職員が、要領及び要綱に基づき作成したものであり、決裁時に広聴課長本人がその内容について確認しているとのことである。

また、当該作成指示は口頭で行っており、本件処理カードのほかに本件開示請求に係る保有個人情報は存在しないとのことである。

③ 当審議会が本件処理カードを確認したところ、令和〇年〇月〇日における広聴課長と審査請求人との電話の内容が記載されていることが認められた。

また、本件処理カードに設けられた決裁欄には、広聴課長の印鑑が押印されており、同課長が内容を確認していることが認められた。

④ 上記②の実施機関の説明に不合理な点は認められず、本件処理カードのほかに本件開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件開示請求に対し本件処理カードを特定し、その全てを開示した実施機関の本件処分は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、相談記録の作成の在り方等について種々主張を述べるが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年10月4日	審査庁から諮問
令和3年11月19日	実施機関から弁明意見書を受理
令和3年11月24日	審査請求人から反論意見書を受理
令和4年6月29日（調査手続）	審議
令和4年7月29日（第236回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和4年9月28日（第237回審査請求部会）	審議